

奈良県告示第二百十五号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和二年九月四日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
守川 義信	南和広域医療企業 団南奈良総合医療 センター	吉野郡大淀町大字 福神八番一	循環器内科（ 心臓機能障害 ）	令和二年六 月三十日
酒本 佳洋	医療法人さかもと 整形外科クリニッ ク	大和郡山市小泉町 東一丁目七番地四	整形外科（肢 体不自由）	令和二年七 月十五日